

授業科目名	民事執行・保全の実務	期別	後期	授業形態	講義
担当者名	瀧本 直	単位数	2	開講年次	2

授業科目の概要		
権利判定手続である民事訴訟と権利実現手続である民事執行および将来の民事執行の準備である民事保全手続の関係の理解を深める。 そのため、民事訴訟や基本的な要件事実および担保法についても講義でとりあげる。また、民事執行と破産手続とは緊密な関係があるので、破産法の基本的事項も講義でとりあげる。		
到達目標		
実務的な具体例、最高裁判所判例の事例の検討を通じて、民事執行・民事保全の基本的内容および実務的な問題点を理解する。		
成績評価基準および方法		
(基準) 民事執行および民事保全の基本的事項および実務的な問題点の理解度並びに講義で取り上げる最高裁判所判例の理解度に基づいて評価する。 (方法) 定期試験(70%)および講義における発言、質疑応答等の平常点(30%)で評価する。		
テキストおよび参考文献		
教科書：上原敏夫・長谷部由紀子・山本和彦『民事執行・保全法 第5版』 (有斐閣・有斐閣アルマ、2017年3月、定価2,160円、ISBN978-4-641-22085-0) 参考書：上原敏夫・長谷部由紀子・山本和彦編『民事執行・保全判例百選 第2版』 (有斐閣・別冊ジュリスト208、2012年3月、定価2,376円、ISBN978-4-641-11508-8) レジュメは講義の1週間前に配布し、判例資料等は必要に応じて配布する。		
履修上の留意点、準備学習等(事前・事後学習)		
この科目を履修するにあたっては、民事訴訟手続(判決手続)および担保物権法を履修しておくことが望ましい。 各授業のレジュメにおいて設問を設け、授業前に同設問を検討しておくこと(事前学習に1時間程度)。 毎週授業後には、授業で取り上げた最高裁判所判例を復習すること(事後学習に1時間程度)。		
授業計画および内容等		
第1回	民事執行法総論	民事訴訟と民事執行との関係 民事執行の意義、機能、種類 金銭執行の概要、非金銭執行の概要
第2回	民事保全法総論	民事訴訟と民事保全との関係 民事訴訟の訴訟物と民事保全の保全物との関係 民事保全の種類、特質・保全命令の発令と保全執行の概要
第3回	強制執行の要件と手続 — その1	執行機関の意義・種類 執行当事者の意義・能力等 債務名義の意義・種類および執行文の意義・種類
第4回	強制執行の要件と手続 — その2	強制執行の対象財産とそれに応じた強制執行手続・強制執行の開始要件 強制執行の障害事由 — 破産手続・民事再生手続・会社更生手続との関係

第5回	違法執行 不当執行	違法執行と不当執行の概念 執行異議と執行抗告の意義・内容 請求異議訴訟と第三者異議訴訟の概念・内容
第6回	金銭執行 ― その1	金銭執行の対象財産の特定・選択およびそれに応じた執行手続 財産開示手続の意義・要件・効果 不動産に対する強制執行
第7回	金銭執行 ― その2	強制管理の意義・要件・効果 船舶等の準不動産に対する強制執行 動産に対する強制執行
第8回	金銭執行 ― その3	債権およびその他の財産権に対する強制執行 動産引渡請求権の差押え・執行
第9回	担保権の実行 ― その1	担保権の実行と強制執行との関係 担保不動産競売
第10回	担保権の実行 ― その2	担保不動産収益執行 抵当権に基づく物上代位に関する最高裁判所判例の検討
第11回	配当手続等	担保権と公租公課の関係・配当手続・弁済金交付手続 配当異議訴訟の意義・要件・手続
第12回	非金銭執行	直接強制・代替執行・間接強制の関係 作為・不作為請求権の執行 意思表示請求権の執行
第13回	執行妨害と その対策	民事執行法上の保全処分の概要 短期貸借制度の廃止と明渡猶予制度の創設 抵当権に基づく妨害排除請求に関する最高裁判所判例の検討
第14回	民事保全 ― 仮差押	仮差押命令手続 仮差押命令の執行手続
第15回	民事保全 ― 仮処分	仮処分手続 仮処分命令の執行手続 保全命令に対する不服申立て
関連 URL		
備考欄		